

岡山市勤労者福祉センターで使用する電気

質問と回答

創業支援・雇用推進課

	質問	回答
1	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。</p>
2	<p>当社が落札した場合、当社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。</p>	<p>入札説明書12契約書の作成に関する事項(1)のとおりです。</p>
3	<p>仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか。</p>	<p>入札(開札)後落札者を決定するまでの間については、入札説明書7入札の失格に関する事項(5)のとおりです。落札者の決定後、契約を締結するまでの間については、岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア若しくは第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止となった場合は、原則として契約を締結しません。岡山市指名停止基準については次のページでご確認ください。</p> <p>https://www.city.okayama.jp/jigyosha/cmsfiles/contents/0000012/12366/shimeiteishi0604.pdf</p> <p>指名停止を理由として契約を締結しない場合の罰則規定はありません。</p>
4	<p>供給期間中において燃料費等調整を行わない(燃料費等調整額を請求しない)メニューでの応札は可能でしょうか。</p> <p>(上記が可能の場合)現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。</p> <p>一方で、燃料費等調整額制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される(燃料費等調整額自体がない場合もある)ことから、実際のご負担額となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整については、入札説明書12契約書の作成に関する事項(1)及び契約書(案)第10条のとおりとさせていただきます。</p>